

○白河市地域創造活動拠点施設条例（案）

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 1 3 条）

第 2 章 キャリアサポートステーションしらかわ（第 1 4 条・第 1 5 条）

第 3 章 指定管理（第 1 6 条—第 1 9 条）

第 4 章 その他（第 2 0 条・第 2 1 条）

附則

第 1 章 総則

（設置）

第 1 条 生きがづくり、子育て、健康増進等の拠点を複合し、各機能の連携を行うことで、新たな活動の創出を図り、市民一人ひとりが豊かさや幸せを感じられる暮らしの実現及び創造性豊かな地域づくりに資することを目的として、白河市地域創造活動拠点施設（以下「活動拠点施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 活動拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
白河市地域創造活動拠点施設	白河市手代町 2 2 番地 1

（施設）

第 3 条 活動拠点施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 白河市生涯学習センター条例（令和 7 年白河市条例第●●号）に規定する白河市中心生涯学習センター
- (2) 白河市キッズプラザ条例（令和 7 年白河市条例第●●号）に規定する白河市キッズプラザ
- (3) 白河市保健センター条例（平成 1 7 年白河市条例第 1 0 1 号）に規定する白河市保健センター
- (4) 市民交流に関する施設
- (5) キャリアサポートステーションしらかわ

（管理）

第 4 条 活動拠点施設は、前条各号に掲げる施設相互の連携を図り、施設全体を一体的に管理するものとする。

2 施設の管理に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか、前条第 1 号から第 3 号までに規定する条例の定めるところによる。

（休館日及び利用時間）

第 5 条 活動拠点施設の休館日及び利用時間は、規則で定める。

（利用の許可等）

第6条 活動拠点施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、活動拠点施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 活動拠点施設の施設、附属設備、備品等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、活動拠点施設の設置の目的に反するとき。

3 市長は、活動拠点施設の管理上適当でないとき、第1項の許可をしないことができる。

4 市長は、第1項の許可に際し、活動拠点施設の管理上必要な条件を付することができる。
(使用料の納入義務等)

第7条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料不返還の原則)

第9条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、規則で定める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、活動拠点施設を利用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(施設等の変更の禁止)

第11条 利用者は、活動拠点施設の利用に際し、これに特別の設備をし、又はその現状の変更をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復)

第12条 利用者は、活動拠点施設の利用を終了したとき、又は利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第6条第2項各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
- (2) 第6条第4項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。

第2章 キャリアサポートステーションしらかわ

(目的)

第14条 キャリアサポートステーションしらかわは、子育てと仕事の両立に向けた支援や多様な働き方を支援することにより、子育て世代がより暮らしやすく、働きやすい豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第15条 キャリアサポートステーションしらかわは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子育て及び仕事の両立を行うための相談業務、情報提供等に関すること。
- (2) 子育て世代の交流促進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の設置の目的を達成するために必要なこと。

第3章 指定管理

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、活動拠点施設（第3条第3号及び第5号に掲げる施設を除く。）の管理上必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせることができる。この場合において、第3条第1号及び第2号に掲げる施設にあっては、当該各号に規定する条例の定めるところによる。

2 前項前段の場合において、第6条、第11条及び第13条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、活動拠点施設の管理に関し必要な法令又は条例及び当該条例に基づく規則その他市長の定めるところにより管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第18条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 活動拠点施設の施設、附属設備、備品等の維持管理に関する業務
- (2) 第3条第4号に規定する施設の利用の許可に関する業務
- (3) 第3条各号に掲げる施設の連携を推進する業務
- (4) 活動拠点施設の設置の目的を達成するために必要な業務
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(利用料金の收受等)

第19条 指定管理者は、活動拠点施設の利用者から納入される利用料金（以下「利用料金」という。）を自らの収入として收受することができる。この場合において、第7条から第9条までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 利用料金は、別表に定める使用料の額を限度として、市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

第4章 その他

(損害賠償)

第20条 故意又は過失により活動拠点施設の施設、附属設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示に従い、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、活動拠点施設の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても白河市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年白河市条例第17号）の規定により行うことができる。

3 活動拠点施設の利用に関し必要な手續その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第7条関係）

1 諸室使用料

施設	利用単位	使用料
市民交流ルーム	1時間につき	400円

備考

- 1 利用者の利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。
- 2 商業宣伝、営業、興行、物品販売その他営利目的の場合の使用料は、この表に定める使用料の100分の200に相当する額とする。
- 2 市民交流スペース、テラス及び市民の広場の使用料（所定の場所を占有して使用する場
合に限る。）

施設	利用単位	使用料
市民交流スペース、テラス、 市民の広場	1㎡1時間当たり	5円

備考

- 1 利用者の利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。
- 2 商業宣伝、営業、興行その他営利目的の場合の使用料は、この表に定める使用料の1
00分の200に相当する額とする。
- 3 物品等を販売する場合の使用料

施設	使用料
市民交流スペース、テラス、 市民の広場	売上額の20パーセントを 越えない範囲で規則に定め る額

備考

- 1 物品等の販売は、指定の場所に限る。
- 2 売上額とは、利用者が、農林水産物、飲食物、物品等を販売して得た対価の総額（消
費税及び地方消費税の合計額を含む。）をいう。
- 4 附属設備等の使用料

附属設備等名	利用単位
附属設備等	規則で定める額